

監査委員公表第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する、第199条第1項及び第2項並びに第4項の規定に基づき、令和5年9月21日までに実施しました令和5年度定期監査の結果について、同条第9項の規定により次のとおり公表します。

令和5年11月28日

四日市港管理組合

監査委員 加藤 光

監査委員 野村 保夫

第1 監査の概要

1 監査基準の準拠及び監査の種類

本定期監査は、「四日市港管理組合監査委員監査基準」第2条第1項第1号の財務監査（地方自治法第199条第1項）及び同項第2号の行政監査（同法第199条第2項）を、同法第199条第4項の規定に基づき実施しました。

2 監査の対象及び着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているようにし、その組織及び運営の合理化に努めているか検証、確認するとともに、令和4年度監査結果の指摘事項に対する取組等を的確に把握し、改善状況を検証することに着眼し、これらに関連する事務事業の執行等を監査の対象としました。

3 監査の実施内容

ア 実施箇所

（経営企画部）

総務課、企画課、振興課、港営課、建設課、防災営繕課

（室・局）

出納室、議会事務局、監査委員事務局

イ 監査の実施期日及び方法

監査委員による実地監査は、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの説明及び聴取等により行われた事務局職員による予備監査の結果を踏まえ、提出された監査資料に基づき、令和5年8月23日、同月28日及び9月8日、同月15日並びに9月21日の計5日間、監査委員が当管理組合において、関係者から説明を受け、聴取を行うなどにより、実施しました。

第2 監査の結果及び意見

監査基準に従い監査した結果、概ね、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるように努めていると認められるが、次のとおり、事務事業の執行等に関する意見があるので、速やかに適切な措置を講じられたい。

事務事業の執行に関する意見

【四日市港管理組合全体】

(1) 公用車の事故にかかる事故防止対策について

令和2年度に公用車の事故が多発したことから、各所属とも公用車の事故にかかる事故防止対策に取り組んでいるところであるが、不注意による物損事故が散見される。重大事故につながる恐れもあるので、今後も管理組合として公用車の事故防止に取り組まれたい。

【振興課】

(1) 貿易振興対策における補助交付金について

貿易振興対策における補助交付金について、毎年不用額が多額になることから、不用額が少なくなる工夫を検討されたい。

【建設課】

(1) 予算執行について

所属に配当された予算の執行について、極力不用額を出すことなく、有効的に執行するよう努められたい。

【防災営繕課】

(1) 技術の継承について

経験年数の長い職員の技術やノウハウ等を、将来に渡って継承していくことができる体制づくりを検討されたい。